

2 課題と提言

(1) 地方公共団体への提言

① 虐待の発生予防及び早期発見

ア 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化

第16次報告における死亡時点の子どもの年齢は、心中以外の虐待死では0歳児が40.7%と最も多く、0歳児の月齢では0か月児が31.8%と最も多い。また0か月児の死亡事例は、全て日齢0日での死亡である。

心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題は、「遺棄」が35.2%と最も多く、次いで「予期しない妊娠／計画していない妊娠」24.1%、「妊婦健診未受診」22.2%であり、引き続き妊娠中に支援を受けないまま出産し、遺棄に至っている事例が多いことが伺える。

対象事例をみると、10代の実母が妊娠について誰にも相談できずに出産・遺棄に至った事例、生活の状況から他者に妊娠を知られたくない実母が一人で出産し遺棄に至った事例など、妊娠自体が他者に気づかれていないという事例が少なくない。医療を受けず、周囲からの支援がない中で出産することは、女性にとって大きな健康リスクに直面することである。

これらの事例は、妊娠した実母の変化等に気づき、支援につなげる機会があれば、その結果は違ったものとなった可能性もある。

地方公共団体では、自ら発信することが苦手だったり、SOSを発信する手立てが思いつかなかったりする当事者に対し、支援が届けられる工夫、例えば、SNS等を活用した相談体制の整備や、アウトリーチ型の支援等の展開に努めていただきたい。また、妊娠・出産やそれに関連する経済的支援等の情報を発信する際には、若年者や、日本語が堪能でない者などにも届きやすいよう、対象者が情報に触れやすい機会の活用や、多言語での情報発信など、有効なアプローチを検討することが必要である。

その他、出産前から支援を行うことが特に必要と考えられる妊婦であるにもかかわらず、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会の対象とされていなかった事例や、子どもの出生前であることから、児童相談所が特定妊婦の支援に積極的に関与しなかった事例もみられた。出産後にスムーズな養育支援を実施するためには、出産前から支援を行うことが特に必要と考えられる妊婦について、要保護児童対策地域協議会の対象として組織的に支援するとともに、必要に応じて、出産後の支援について、市町村の母子保健担当部署や虐待対応担当部署、児童相談所等が協力し、妊娠中・出産後のリスク判断や支援策を協議し、共有しておくことも大切である。

また、虐待予防の観点からも、母子保健担当部署と関係機関が連携し、

出産後の母子が健やかな生活を送れるよう、支援していくことも重要であることから、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置を促進し、併せて、その存在や役割については、引き続き広く周知・広報を行い、子育て世代に認識してもらうことが重要である。

【参考となる通知】

- 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）

イ 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

今回のヒアリング調査事例や対象事例においても、乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）未受診の対応中に発生した事例、産後の健診が未受診であることが関係機関で共有されないまま発生した事例がみられた。

乳幼児健診や予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等は、母子の心身の健康のみならず家庭の状況を把握したり、保護者が育児の悩みを相談したりする機会である。市町村の母子保健担当部署は、子どもに会えないことがリスクであるという認識をもち、受診の勧奨に応じない乳幼児健診未受診等の家庭に対しては、期間や方法を具体的に決めたアプローチを行うとともに、その過程で、子どもを含めた家庭の居所や生活の実態が把握できない場合は、市町村の虐待対応担当部署や児童相談所等と連携し、子どもの状況を把握し対応する必要がある。特に、未就園児の場合は、日常的に保護者が保育士等へ育児の悩み等を相談する機会がなく、潜在的に子どもや家庭への支援の必要性が高まっている場合もあることから、安否確認を確実に実施し、必要に応じて支援につなげることが重要である。

また、児童虐待防止法第 13 条の 4 に基づき、児童相談所長等は、地方公共団体の機関のほか、医療機関、福祉又は教育に係る機関や従事する者に対して、児童虐待に係る児童や保護者の状況に関する資料、又は情報の提供を求めることができるものとされている。児童相談所長等は必要がある場合には、ちゅうちょなく資料又は情報の提供を依頼するなど、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断に当たり活用することも重要である。

【参考となる通知】

- 「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発第 1216 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け雇児総発 0611 第 1 号、雇児母発 0611 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子母発 0720 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（令和 2 年 1 月 31 日付け子発 0131 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長通知）

ウ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

今回のヒアリング調査事例や対象事例において、子どもが死亡する前に、きょうだいへの虐待が疑われ、関係機関が対応していた事例があった。

本報告書の「第 1 次から第 16 次報告を踏まえて子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」にも示しているとおり、子どもへの虐待を疑って対応した際、その家庭にきょうだいがいた場合には、きょうだいについても虐待のリスクに留意して対応する必要がある。

具体的には、要保護児童対策地域協議会を活用した支援を検討するほか、そのきょうだいや家庭の状況によっては、保健的な側面から家庭に関わることのできる市町村の母子保健担当部署や、学校・保育所等と連携した関わりを行うことも有用と考えられる。

エ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応

今回の対象事例においても、精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者が散見されている。

「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 0316002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、養育支援訪問事業の対象として、若年妊婦等のほか、「出産後間もない時期（おおむね 1 年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭」、「食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭」などが

例示されている。これらの事例に対しては、各種事業の活用による育児支援とともに、医療機関との適切な連携が求められる。

地方公共団体においては、引き続き、医療機関の情報に基づき、関係機関との適切な役割分担のもとで協働して家庭を支援することが必要である。関係機関も含めて精神疾患等に関する知識を深めるよう努め、併せて、関わりの中で注意すべき徴候や、その対応等について、あらかじめ関係機関間で具体的な対応を共有しておくことも大切である。

【参考となる通知】

- 「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知)

オ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

今回のヒアリング調査事例では、保育施設等において虐待が疑われる事実があったにもかかわらず、その情報が関係機関と共有されず、結果的にネグレクトにより子どもが死亡した事例がみられた。また、対象事例においても、車中に放置され死亡した事例や、首掛式の乳幼児用浮き輪の不適切な使用による死亡等がみられている。

このような子どもの死亡事例を防ぐためには、児童虐待防止法により、児童虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見に努めなければならないとされている学校、児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について、引き続き、周知、啓発していくことが重要である。

また、保護者に対しては、自分で危険を判断し対処することのできない年齢の子どもを自宅や車中に放置してはならないことや、乳幼児を対象とした用具の不適切な使用が、乳幼児の命に関わる可能性があるといった情報を周知・啓発することが重要である。

さらに、今回の報告において、心中以外の虐待死事例について「加害の動機」として「しつけのつもり」が全体で 5.6%、3 歳以上でみると 25.0% (有効割合) を占めていた。体罰等が子どもに与える影響や、子どもの発達段階を考慮した体罰等によらない子育ての方法について、両親学級や乳幼児健診等の機会を通じ、保護者に対して普及・啓発することが求められる。

【参考となる通知】

- 「体罰によらない子育てのための周知啓発について」（令和2年2月21日付け子発0221第6号、障発0221第1号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）

② 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

ア 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

第16次報告における心中以外の虐待死では、68.6%の事例において何らかの機関がかかわっていた。また、ヒアリング調査事例においても、関係機関間で見守りを行っていた中で発生した事案があった。

虐待事例への支援は、地域の関係者が協働して取り組むことが重要だが、その効果的な連携のためには、“子どもの所属機関における出欠の確認”といった内容だけでなく、誰が・何を・どのように見守るのか、注意が必要な状況の変化、状況変化があった際の各関係機関の役割分担を確認し、徹底しておく必要がある。

そのためにも、要保護児童対策地域協議会等において、各機関が把握している情報を共有し、子どもの安全確保に十分活用するとともに、関係機関間のネットワークを密にしておくことが重要である。また、保護者や家庭の状況に応じて、公的機関だけではなく、フードバンクや子ども食堂といった様々な民間の支援事業を活用した支援も検討されたい。

イ 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

第16次報告では、第15次報告と比較して心中以外の虐待死事例について「子どもの施設等への入所経験」が「あり」となった割合はやや増加し、一時保護解除後に子どもが死亡した事例も引き続き確認されている。

一時保護の実施について、児童相談所は市町村からの連絡等により検討する場合があるが、一時保護実施・解除の決定は児童相談所の権限行使であることから、その判断について児童相談所は、市町村の判断を踏襲するのではなく、改めてアセスメントを実施し、援助の必要性や支援方針等を判断すべきである。

また、一時保護解除・施設退所に当たっては、一時保護中・施設入所中から要保護児童対策地域協議会等を活用して、児童相談所と関係機関間で情報共有することを含め、一時保護解除・施設退所・里親委託を行う際は慎重にアセスメントを実施し、状況に応じて保護者支援プログラム等

の活用を検討すべきである。

なお、家庭復帰後、家庭復帰の条件を保護者が履行しない場合等には、改めて施設入所等の措置を検討する必要があるほか、要保護児童対策地域協議会の関係機関で情報共有する必要がある。特に、家庭復帰後に保護者が児童相談所職員等と子どもとの面会を拒否することは、虐待を疑わせる非常に重要な要素であることを踏まえ、面会拒否には毅然とした対応が必要である。

アセスメントに関しては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの中で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されているので参考にされたい。

【参考となる通知】

- 「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日付け雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

ウ 不適切な養育につながる可能性がある事例に対する医療機関退院後の切れ目ない支援の実施

今回のヒアリング調査事例では、きょうだいがけがにより入院し、虐待ではないと判断され退院した後に発生した事例があった。子どもがけがをして入院することは、子どもの命に直結する事態といえる。

地方公共団体においては、医療機関から入院した子どもに関する通告等があった際には、今後の対応に必要な情報を医療機関と共有すること、その上で虐待が疑われる子どもも含め、家族全体の危機と認識してアセスメント・評価を実施し対応することが必要である。

その結果、虐待との判断に至らず、医療機関への委託一時保護を実施しない事例であっても、不適切な養育につながる可能性があると考えられる場合は、入院中から関係機関を交えて退院後の支援体制を整える等、退院後、切れ目ない支援が行われるよう努めていただきたい。

③ 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

今回の対象事例においても、転居時の当該家庭に関する情報の共有が地方公共団体間で十分でなく、家族のアセスメント・評価に影響し、適切な支

援が行われないうまま死亡に至った事例が確認された。

これまでの報告でも述べてきたとおり、転居は、それまでの社会的支援が途絶え、家族の社会的な孤立が深まる等の可能性があり、虐待のリスクが高まる一因と認識しておく必要がある。

そのため、虐待を受けた子どもが転居する際、転居元の地方公共団体においては、転居先の地方公共団体の初動に活かされるよう、適切なリスクアセスメントやその根拠となる情報等、どのような支援が必要かということも含めて、具体的に転居先の地方公共団体に申し送る必要がある。

また、今回のヒアリング調査事例でもみられたように、家庭環境の変化により、子どもの所属機関が変わり、その際、関係する地方公共団体や転園元の所属機関から転園先の所属機関へ、家庭の情報が十分に共有されておらず、リスク判断に影響した事例もあった。このような事例では、転居や転園・転校の情報を、関係する地方公共団体が把握できていないことも少なくない。地方公共団体においては、少なくとも要保護児童対策地域協議会の対象としている子どもについては、転居や転園・転校を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくりを行う必要がある。

④ 母子生活支援施設入所中の対応と支援

今回のヒアリング調査事例では、市町村が援助の実施主体となる母子生活支援施設入所中に子どもが死亡した事例があり、その事例では、市町村は児童相談所に、児童相談所は市町村に、事例の対応方針に関する判断を委ねるといった状況がみられた。

援助の実施主体は重要な要素ではあるが、児童相談所は一時保護機能や措置機能とは別に、市町村や母子生活支援施設から得た情報の中に虐待リスクがある場合には、積極的に虐待リスクの判断、助言・情報提供するよう努める必要がある。

また母子生活支援施設の種類によっては、入所する母子の援助の実施主体となる市町村を管轄する児童相談所と、子どもを担当する児童相談所が一致しない場合もあり、その場合、双方のコミュニケーションが不十分となる可能性も考えられる。母子生活支援施設内で子ども虐待が疑われる場合は、各機関の支援の限界を含めて、それぞれの役割を明確にしながら連携し、各機関の情報やアセスメントを尊重しながら支援方針を決定することが大切である。

⑤ 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

ア 多角的・客観的なアセスメントの実施

今回の対象事例においても、家族構成や関係性の変化を踏まえたアセスメントと評価の不十分さや、関係機関から児童相談所等に提供された情報をリスクが高まっている徴候として捉えず、速やかなリスクアセスメントにつながっていなかった事例があった。

それらの対応については、児童相談所および市町村の虐待対応担当部署が、家族全体をアセスメントする力の向上を図ることはもちろん、どの時点で誰がリスクを判断してアセスメントするかを明確にしておく体制が必要である。

アセスメントを実施する際、複数の関係機関がかかわっている事例について、各機関で意見を出し合い認識を共有することは、事例の多角的・客観的なアセスメントにつながり、その後の適切な評価・支援方策の立案につながる。また、その過程で子どもの訴えを把握し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、子どもの意見を尊重しリスクの再評価を行う等の対応が求められる。

【参考となる通知】

- 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成 29 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

イ 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

第 16 次報告においても、児童相談所の関与があったものの、定期的なリスクの見直しが行われていないものが、心中以外の虐待死事例の約 80%にのぼっていた。

継続事例においては、関係機関から集まる情報をもとに、常にそれがリスクにつながっていないかを慎重に判断し、適宜、再評価をすることや、その結果に基づいたケース管理を組織的に行うことが重要である。

⑥ 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上

ア 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

児童相談所及び市町村における虐待相談対応件数は、統計をとり始めて以降、毎年増加の一途にある。

第 16 次報告においては、死亡事例（心中以外）が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の 1 年間（平成 30 年度）の受け持ち事例数を調査したところ、一人当たり平均 121 件であり、そのうち虐待事例

として担当している事例数は平均 76 件となっており、前回より減少した。

今回の対象事例においては、「何か気になる」という感覚を関係機関間で共有するとともに、保護者や子どもの対応について、弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを心がける必要があった事例もみられた。

児童相談所及び市町村の体制強化については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、以下「新プラン」という。）に基づき、2022 年度までに児童相談所における児童福祉司等の専門職の増員や、市区町村子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置、要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者の全市町村への配置等を行うこととされている。各地方公共団体においては、計画的な増員や、配置促進を図られたい。

イ 適切な対応につなげるための相談技術の向上

今回の対象事例において、「家族の構造的問題の把握」「十分な情報収集と正確なアセスメント」「多機関連携による支援」といった、子ども虐待への基本的な対応が不十分と思われる事例があった。

市町村においては、住民の身近な窓口として、虐待の予防的視点をもった関わりや継続支援が求められ、児童相談所においては、専門的な知識・技術を要する支援や広域的な対応が求められる。

適切なアセスメントを行うためには、例えばDVと虐待に密接な関係があることなど、子ども虐待対応で留意すべき点を念頭において家族の状況を把握する等、子どもの安全を守るため、正確な周辺情報を収集する必要があり、その精度は対応する職員の資質に影響されるところもある。そのため、子どもや保護者との面接機会が多い児童相談所や市町村の職員は、子ども虐待で対応すべき基本的事項の実施について改めて点検するとともに、研修の実施及び受講の推進により、その相談技術の向上に努めていただきたい。

【参考となる通知】

- 「子ども虐待対応の手引きについて」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）
- 「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）
- 「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 47 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

【参考となる通知】

- 「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発第 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

⑦ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

ア 検証の積極的な実施

令和元年 9 月 1 日時点の地方公共団体が行う検証の実施状況については、検証対象を定めている地方公共団体の場合、死亡事例のみに限らず「死亡事例を含む重大事例を対象」としている割合が 73.8%を占めている。

一方、平成 29 年度に把握した子ども虐待による死亡事例の実際の検証の実施状況をみると、検証していないと答えた地方公共団体は 45.5%で、前回よりも微増した。なお、検証しない理由として「行政機関が関わった事例ではないため」が 64.3%を占めていた。複数の機関が関与しつづなげ死亡に至ったのか、日齢 0 日での死亡事例など、行政機関の関わりがなかった事例についても、その課題を明らかにすることは、今後、二度と同様の事例を起こさないために、非常に重要なことである。

その中でも、子どもに虐待を行った者の思いをきくことは、事例の背景を知り、支援者の支援の在り方を見直すきっかけや、有用な対応策の検討につながると考えられる。各地方公共団体による検証においては、積極的な聴取を心がけていただきたい。検証については「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、虐待による死亡であると断定できない事例についての検証や、転居を繰り返す事例について複数の地方公共団体で相互の協力の下で進めること等について周知されているので参考にされたい。

イ 検証結果の虐待対応への活用

第 14 次報告について公表から 1 年経過した後の活用状況としては、都道府県・市町村の関係部署に対する周知は全ての地方公共団体が行い、「関係者への研修で使用」は 34.8%と、前回とほぼ同様の状況であった。

今回の調査では、地方公共団体が改善した点として、「ケース移管についてのマニュアルを作成した」「都道府県にて乳児の泣きへの理解と対処に関する普及啓発映像を放送する等育児に関する知識の啓発に努めた」

「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用推進のため、共通の知識や作成手法の取得、連携の強化等を目的に児童相談所と市町村で合同研修を実施」など、具体的な対策があがっていた。

引き続き、地方公共団体及び国の検証報告について、関係職員の研修等の場で活用し、検証結果からの学びを引き継いでいくことは重要と考える。

地方公共団体においては、検証の結果は、不幸にして亡くなった子どもたちからのメッセージとして真摯に受け止め、二度と繰り返さないという気持ちをもって、子ども虐待への対応に活かしてほしい。

なお、本委員会の報告については、厚生労働省のホームページに、また各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイト (<http://www.crc-japan.net/>) に掲載されているので、虐待による死亡事例が発生していない地方公共団体においても、我がこととして事例をとらえ学ぶ資料として活用されたい。

(2) 国への提言

① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

ア 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

第 16 次報告においても心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0 歳児の占める割合が 40.7%と前回より減少しているものの依然として最も高く、その中でも生後 4 か月までの間に死亡している事例は 0 歳児の中で約 7 割となっている。

また、今回の報告においては、実父母が不明で、発見時に白骨化していたため、死産・生産の区別ができなかった事例については子どもの虐待死として計上していないが、これらの死亡は、予期しない妊娠／計画していない妊娠の結果として、子ども虐待を予防していく上で看過できない点である。

妊娠期からの切れ目のない支援は、これまでの報告書においても提言がなされてきたところであり、妊娠期からの相談支援体制の充実強化は、虐待の発生予防には特に重要である。

妊娠期から支援が必要な特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭については、医療機関や市町村が確実に把握し、把握された事例について妊娠期から出産後まで、切れ目なく支援されることが求められる。支援に当たっては「子育て世代包括支援センター」や、市町村の母子保健担当部署等による支援が考えられるが、出産後に子ども虐待につながる可能性が高い状況がある場合は、それらの支援に加え、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会の対象とし、妊娠中から児童相談所や市町村の虐待対応担当部署と情報共有し、出産前後の支援策の検討や関係機関間の役割分担を行うことも重要である。

国においては、引き続き、妊娠期からの支援に先駆的に取り組む地方公共団体の好事例等、地方公共団体にとって参考となる情報を発信するとともに、関係機関や民間の支援事業等とも連携した、予期しない妊娠／計画していない妊娠等の困難を抱えた妊婦に対する相談支援の充実、アウトリーチ型支援等の体制構築を推進されたい。併せて、地方公共団体において、特定妊婦等に対する保健・医療・福祉が連携した支援が更に充実されるよう、推進していくことも求められる。

また、困難を抱え保護を必要とする妊婦については「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 1 号、雇児福発 0727 第 1 号、雇児母発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連

名通知)において「婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。」こととされている。

国においては、地方公共団体が妊婦の状況に応じて当該制度等を積極的に活用するよう周知するとともに、妊娠中から出産後まで、連続性のある適切な支援が行われるよう推進する必要がある。

なお、支援を必要とする妊婦で、子どもを養育することが困難な場合には、里親や乳児院等の活用、養子縁組制度など、社会的な養育についての相談の機会があることも周知することが求められる。国においては、このような制度があることや、妊娠に困難を抱えた際の相談先、正しい避妊の知識等について、あらゆる世代に対する周知・啓発がなされるよう、推進することも重要である。

イ 精神疾患等のある養育者等への相談・支援体制の強化

虐待死事例の中には、養育者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれており、養育者（実母）の心理的・精神的問題等の精神疾患（医師の診断によるもの）について、第3次報告から第16次の累計をみると、心中以外の虐待死事例では10.1%、心中による虐待死事例では23.7%となっている。

子どもの最善の利益を保障するために、精神疾患等のある養育者に対して適切な支援が行われるよう、国は、地方公共団体に対して、保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進することが必要である。

また、養育者の支援者の有無について、第5次報告から第16次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例・心中による虐待死事例ともに、精神疾患ありの実母の9割以上（有効割合）が、支援者ありとなっている（精神疾患なしでは心中以外の虐待死事例は約7割（同）、心中による虐待死事例は9割以上（同））。国は、地方公共団体が、精神疾患等に対する知識や精神疾患等のある養育者への支援とともに、支援者となる配偶者等に対する支援についても、理解を深めるよう推進することも重要である。

ウ 虐待の早期発見及び早期対応のための周知・啓発の推進

児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、相談対応件数は平成29年度（133,778件）から平成30年度（159,838件）にかけて26,060件増加している。その内訳として、心理的虐待が16,194件の増加となっている。平成30年度の経路別件数をみると、警察からの相談件数が79,138件で50%を占めており、次いで近隣・知人が21,449件で13%

と続いている*。

また、第 16 次報告における心中以外の虐待死事例では、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは、51 例中 36 例（70.6%）であった。

身近にある地域での気づきが、子どもやその保護者を救うきっかけとなることや、民間の支援事業等も活用した地域としての声かけや見守りが充実し、早期に必要な専門的支援につなぐことが虐待の重篤化を防ぐことに繋がることを周知する必要がある。国は、引き続き、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知啓発を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備に取り組むことが重要である。

併せて、第 16 次報告における心中以外の虐待死事例の加害の動機では「しつけのつもり」が全体では 5.6%、3 歳以上では 25.0%（有効割合）を占めている。子どもに対する体罰は、子どもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことを周知徹底するとともに、引き続き子どもの発達段階に応じた体罰等によらない子育てを推進されたい。

また、今回の対象事例においても、乳幼児健診等が未受診であったり、訪問等をして子どもに会えなかったりといった状況のまま、子どもが死亡に至った事例がみられている。国は、地方公共団体における乳幼児健診の未受診者等に対する対応が適切に行われるよう、参考となる取組等を周知していくことも大切である。

② 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

平成 16 年の児童虐待防止法等の改正により、地域における児童虐待対応は基本的に児童相談所と市町村の二層構造で行うこととなり、平成 28 年の児童福祉法等の改正で、市町村は基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を行うこととされた。

一方、都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされている。

児童相談所と市町村が相互の役割や機能を理解した上で、切れ目なく支援を行うこと等を目的として、国においては、児童相談所と市町村の共通のリスクアセスメントツールを作成し、活用を図っている。

国は、都道府県による市町村等の支援状況や、都道府県と市町村の連携方

（※出典：平成 30 年度 厚生労働省福祉行政報告例）

策などの実態を把握し、各機関が相互理解を深めながら、確実に役割を遂行できる体制の整備を促進することが必要である。

また、本報告の特集でも取り上げているが、第3次報告から第16次報告まで、養育者（実母）の心理的・精神的問題等の「DVを受けている」事例が一定数みられている。DVと子ども虐待に密接な関係があることは周知のとおりであり、国は、地方公共団体において、子ども虐待対応とDV対応が各機関の連携によって包括的に行われるよう推進することが求められる。

③ 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

虐待相談対応件数は毎年増加しており、子ども虐待への相談対応は、リスクや緊急性等の総合的な判断、迅速な対応が必要とされるため、その対応に関わる職員には高度な専門性が求められている。

児童相談所においては、平成28年度の児童福祉法等の改正や「新プラン」で示された専門職等の人員配置に加え、令和元年改正法により、児童相談所において常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に措置決定等を行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、医師及び保健師を配置するものとされた。

国は、引き続き、地方公共団体において職員やその専門性が確保されるよう、医師、保健師や弁護士等の配置の促進や、ソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進に努める必要がある。

また、平成28年の児童福祉法等改正において、市町村において特に在宅ケースを中心とする支援体制を一層充実するため、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることが明記されている。この市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「新プラン」に基づき、2022年度末までに全市町村に設置することとされている。国においては、引き続き市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進されたい。

④ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めることとなっている。

第16次報告において、死亡事例及び重症事例の発生した全ての地域に要保護児童対策地域協議会が設置されており、死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況では、心中以外の虐待死事例で「よく活

用している」が7割強と前回調査よりも増加している。

一方、対象事例の中には同協議会の対象とされていなかったり、対象とされていたものの関係機関の役割分担や支援方針等について、十分な議論がなされていなかったりといった事例が複数含まれていた。

国は引き続き、地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、その取組の充実を支援することが必要である。

また、市区町村子ども家庭総合支援拠点には、要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。併せて、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

国においては、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進により、要保護児童対策地域協議会を含めた市町村における子ども虐待に対する支援体制が、一層充実されるよう推進することが必要である。

⑤ 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設入所中の支援体制の整備

第16次報告においても、一時保護等の措置を解除し、子どもが家庭復帰する際の情報収集やアセスメント・評価が不十分と思われる事例があった。

このような事例の再発を防ぐためには、子どもが施設等に入所措置されているうちから、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議等を活用し、家庭復帰の適否を児童相談所が関係機関とともに検討することや、措置解除後の支援体制について関係機関と協議し、役割分担や緊急時の対応等の確認を行い、措置解除後も各機関が会議での決定事項を確実に遂行することが必要である。

一旦、親子分離し、子どもの安全を確保したケースについて、親子関係再構築への支援が十分に行われるよう、平成28年の児童福祉法等の改正においては、措置解除に当たり、児童相談所が、民間団体等への委託を含め、保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを行うこととし、措置解除後には、児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施することとされた。

また、平成29年の児童福祉法等の改正では、虐待を行った保護者に対する指導について、保護者に対する指導への司法関与として、里親委託や施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に

対して保護者指導を勧告することができることとし、家庭裁判所は勧告の下での指導の結果を踏まえて審判を行うこと、親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所による審査を行うことが導入された。

国においては、家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を支援するため具体的な計画を作成すること、施設入所中からの措置解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、地方公共団体の取組を促す必要がある。

なお、今回の対象事例では、母子生活支援施設利用中の死亡事例があった。母子生活支援施設利用中の母子について、養育状況が不安定になった場合の児童相談所、地方公共団体、母子生活支援施設の連携については、これまで十分に整理されていない部分である。今後、連携の在り方を整理し、関係機関間の連携を促進することも重要である。

⑥ 医療機関退院後の継続支援の促進

第16次報告における関係機関の関与・対応状況をみると、児童相談所や市町村の虐待対応担当部署・母子保健担当部署に次いで、医療機関の関与がある事例が多く、心中以外の虐待死事例における「関与あり／虐待の認識なし」事例は37.3%、「関与あり／虐待の認識あり」事例は9.8%であった。

子ども虐待を発見しやすい立場にある医療機関と地方公共団体との連携は、子ども虐待への早期発見・早期対応のために重要である。

国においては、地方公共団体と医療機関との連携が促進されるよう、医療機関における子ども虐待への対応や、子ども虐待における地方公共団体の役割を医療機関に示し、連携の必要性と理解を深めるよう推進することが必要である。

また、第16次報告では、医療機関から通告があった子どもの入院について、不注意による事故と判断され子どもが退院した後に、そのきょうだいが虐待により死亡する事例がみられた。

国においては、入院している子どもについて、医療機関から地方公共団体に通告等があった際、家族全体のアセスメント・評価ができるよう、双方の対応に必要な情報が共有されることを推進するとともに、アセスメント・評価の結果、不注意による事故と判断し措置等を行わない場合においても、不適切な養育につながる可能性がある場合には、退院後、切れ目ない支援が行われるよう促進することが求められる。

⑦ 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

第16次報告においても、子どもが居住地を移動した後に発生した事例がみられている。国は引き続き、地方公共団体に対して、移動前後の居住地の関係機関間において、円滑な情報共有等を行うなどの連携が不可欠であり、切れ目ない支援が行われる必要があることについて周知徹底すべきである。

また、切れ目ない支援が行われるためには、転居前の地方公共団体は、これまでアセスメント等を行ってきた記録を転居後の地方公共団体へ確実に引き継ぐことが必要である。国においては、転居等における事例移管時の情報共有がスムーズに行われるよう、地方公共団体が活用しやすい情報共有システム等の構築を推進する必要がある。

なお、居住実態が把握できない場合にあっては、子どもの安全確認が確実に実施されるよう、安全確認のための方策を児童相談所や市町村へ引き続き周知し、安全確認が実施できない場合は、立入調査などを検討する等、安全確認の徹底を図らねばならない。

⑧ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第4条第5項には、国及び地方公共団体の責務等として重大な虐待事例に関する検証の実施が定められている。国が行う検証は、虐待死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施されることになっている。国においては、この各地方公共団体からの報告がより一層積極的かつ円滑に行われるよう「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」を通知しているところである。

また、第13次報告から、疑義事例について地方公共団体に報告を求めることとしており、同通知において疑義事例についても検証を行うよう言及したところである。疑義事例は第15次報告では23例、第16次報告では24例の報告があり、前回に比べほぼ横這いであった。

本委員会では虐待死事例等の検証から抽出された対応等の留意点について「第1次から第16次報告を踏まえて子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」を示している。

過去の検証結果からの学びを活かすことが類似の事例の再発防止に資することであることから、国は、地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、今後も引き続き促進すべきである。

⑨ 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

今回の対象事例においても、子どもが開示した事柄が、アセスメントや支

援方針に十分に活かされていないと考えられる事例があった。

国においては、子どもの権利擁護を図る観点から、引き続き、子どもの保護及び支援に当たって、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの在り方を検討することが必要である。

過去の報告において言及された課題と提言については、引き続き対応する必要があるが、第16次報告でも改めて言及がある内容については、今までの対応状況を踏まえた取組が望まれる。